

平成 27 年 2 月 3 日
消費者委員会事務局

次期消費者基本計画への対応について (エステ・美容医療サービスに関する消費者問題)

ヒアリング事項

- ① 平成 26 年 5 月の消費者基本計画の検証・評価・監視において、当委員会は、以下のとおり意見を述べたが、それぞれについての検証・評価の結果を説明されたい。
 - ・「医療広告ガイドライン」改定後の状況について把握し、ガイドライン改定の効果について検証・評価を行うとともに、十分な効果が見られない場合には法規制を含めたさらに必要な措置を検討されたい。
 - ・「自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等についての指針」策定後の検証・評価結果を明らかにした上で、十分な効果が見られない場合には法規制を含めたさらに必要な措置を検討されたい。
- ② 平成 26 年 5 月の消費者基本計画の検証・評価・監視の審議の中で、バナー広告等とリンクしない医療機関のホームページについても、広告とみなすべきとの指摘をしたことに対し、厚生労働省から、認知性の観点から広告とはみなされない、との説明を受けている。しかし、医療機関のホームページにバナー広告等を通じて閲覧するものも、検索結果を通じて閲覧するものも、医療機関のホームページの適正化を図る上では、同等の取り扱いとすべきと考えるが見解を説明されたい。
- ③ エステ及び美容医療サービスにおける健康被害について、実態の把握及び対策の状況を説明されたい。
- ④ エステ及び美容医療サービスにおける消費者被害防止のために、新基本計画の計画期間内において、いつまでにどのような取組を行うのか説明されたい。